

第 76 回全国大会研究発表応募規定

日本中国語学会全国大会運営委員会（2026.4.3）

1. 研究発表の申込は本学会の個人会員に限る。新入会員にあつては、応募前に clara(オンライン会員情報システム、旧 e-naf)で入会手を完了し、かつ応募期間最終日までに会費納入が事務局に確認されたもののみを有効とする。発表者が複数の場合は、筆頭発表者が会員であればよい。また、会費未払い分がある者は、応募期間最終日までに 2026 年度を含む滞納分全額の払込を済ませること。応募期間最終日までに会費納入が事務局により確認できないものは受理しない。
2. 応募する研究発表はオリジナルなものでなければならず、他学会・雑誌等で正式に発表したものおよび発表予定のものを二重に申込むことはできない。また、商業目的ないしそれに類する発表をすることはできない。
3. 研究発表の形態は、1) 口頭発表、2) ポスター発表、3) ワークショップのいずれかとする。口頭発表とポスター発表については、同一内容の発表を第一希望と第二希望という形で同時に申込をすることができるが、採択される場合はいずれか一方のみとなる。ポスター発表およびワークショップの詳細については別に規定を設ける。
4. 一人の会員が筆頭発表者となることのできる発表は一件に限る。共同発表の場合、更にもう一件の発表の第二発表者以下に名を連ねることができる。筆頭発表者のみならず共同発表者も大会に出席しなければならない。また発表者を応募後に追加したり取り消したりすることはできない。
5. 研究発表での使用言語は日本語あるいは中国語を原則とする。
6. 研究発表希望者は、応募受付期間に学会ウェブサイト上で公開される応募フォームに必要事項を入力し、かつ、ウェブサイト上にある 2026 年度用のテンプレートを使って「審査用要旨」を作成し、応募フォームに添付したうえで、送信すること。応募受付期間は 6 月 16 日（火）～6 月 30 日（火）日本時間 23 時 59 分までとする。締切りに遅れた場合は、理由の如何を問わず、一切受理しない。上記応募フォーム以外の方法で提出された場合も

受理しない。なお、複数回応募した場合、応募期間内で最初に受け付けた方を審査の対象とする。必要事項や添付書類に不備がないか送信前に十分確認されたい。

◆送信完了後、自動着信メールが直後に配信されるが、到着しない場合、迷惑メールに分類されている可能性があるので確認されたい。

◆応募フォーム入力事項：

- ① 会員番号
- ② 会費納入状況
- ③ 氏名
- ④ E-mail
- ⑤ 所属機関・職名
- ⑥ 共同発表者の氏名・所属機関・職名（共同発表の場合）
- ⑦ 発表題目
- ⑧ 発表形態の第一希望
- ⑨ 発表形態の第二希望（ある場合）
- ⑩ 口頭発表の場合、希望発表分科会
- ⑪ 応募中（ないし予定）も含め類似する内容または題目の発表・論文の有無
- ⑫ 2026 年度応募規定の各項への同意の確認

◆審査用要旨：下記テンプレートを、書式を変更せずに使用し、Word 形式および PDF 形式で提出すること。ファイル名は「abstract2026_****」とし、「****」に会員番号を記入すること。規定の書式を守っていないものは採択されない。また、審査用要旨内で言及した文献等については【参考文献】として出典を明記すること。

- 日文テンプレート (MS-Word)
- 中文テンプレート (MS-Word)

◆上記書類を Word 形式で作成することができず、テキスト形式による応募を希望する場合は、別途委員会まで相談されたい。

連絡先：clsj_taikai■chilin.jp（■を@に換えてください）

7. 採否は、全国大会運営委員会が決定し、理事会に報告する。採択者名簿は7月下旬までに日本中国語学会ウェブサイト上で発表する。採択者・非採択者に対して審査結果を個

別にメール・郵送で通知することはない。また、採否についての問い合わせには応じない。採択された場合は、予稿集に掲載する原稿を「予稿集原稿作成要項」に沿って所定の期間中に提出すること。予稿集は電子版のみで製作され、一般公開する。

8. 8月下旬には学会ウェブサイト上に大会プログラムを掲載するので、極力それで出張手続きを済ませられたい。採択証明書は応募時に特に申請があった者に限り発行する。なお、日本入国ビザの申請に当たり保証人が必要な場合は、必ず自分で保証人を見つけて手続きを進めること。大会開催側はビザ関連の事務を扱わない。

9. 二重投稿・応募後の発表辞退・予稿集原稿の提出遅延などの異例の事態が起こった場合、理由書の提出を求め、採択の取り消しおよび以降の本学会における活動を制限するペナルティを科すことがある。

10. 応募する研究発表が「ヒトを対象とする実験研究」に該当する場合、所属機関等における倫理審査を経るなど適切な措置を発表者の責任において講じなければならない。万一、研究倫理上の問題が発生した場合、発表者および共同発表者が一切の責任を負う。

11. 申込は、必ず発表者自身で行わなければならない。代理人による申込は認めない。共同発表の場合、その代表者が申込を行うこと。また全国大会運営委員あての個人的なメッセージは含めないこと。

以上